

只見町農業委員会告示 第2号

共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農地は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等についても2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて公示する。

令和4年 8月26日

只見町農業委員会会長 飯塚 春夫

記

1 共有者不明農用地等の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しよう とする権利 の種類	内容	始期	存続期 間	借賃	借賃 の相手方	方法
南会津郡只見 町大字梁取字 下川原43番3	田	11	使用貸借	田	R5.3.4	16年	なし	—	—

2 この公示は、共有者不明農用地等について2分1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6カ月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあたっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

6 当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受機関が機構関連事業計画の決定（公告）時から15年以上であるもの。

- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付の相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の状態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受機関が満了し除外要件等満たす場合に限り可能。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構へ貸付を自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

1. 各 筆 明 細

受付 コード		利用権の設定を 受ける者の(A)	(住 所) 福島県福島市中町8番2号	(氏名または名称) 公益財団法人 福島県農業振興公社 理事長 芳 見 茂	区 分	地 区	世 帯	認定の 有 無
登録	1. 新規 2. 再設定	利用権を設定 する者 (B)	(住 所) 南会津郡只見町大字梁取字沖1201-1	(氏名または名称) 山内鶴次法定相続人目黒 信子	区 分	地 区	世 帯	

利 用 権 を 設 定 す る 土 地 (C)				利 用 権 の 設 定 内 容 (D)						利 用 権 の 設 定 す る 土 地 の (B) 以 外 の 権 限 者 等 (E)				備 考			
区 域	所 在		地 番 枝 番	現 況 地 目	面 積 m ²	内 容	始 期	終 期	借 賃 (円)	借 賃 支 払 方 法	利 用 権	住 所	氏 名 又 は 名 称	権 限 の 種 類	助 成 金 等		其 他
	大 字	字													新	再	
	梁 取	下 川 原	43 -3	田	11.00	水田 として利用	R5. 3. 4	R20. 12. 31	0円	※別欄記載 のとおり	使用貸借						
	以下余白																
	合 計	田	1 筆		11.00				0円								

この計画に同意する。	(住 所)	(氏名または名称)
利用権の設定を受ける者	福島県福島市中町8番2号	公益財団法人 福島県農業振興公社 理事長 芳 見 茂 印
利用権を設定する者 及び借賃の支払いを受ける者	南会津郡只見町大字梁取字沖1201-1	山内鶴次法定相続人目黒 信子 印
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する 土地につき所有権その他使用収益を有する者		印

2. 共 通 事 項

別紙のとおり